

当別町高齢者保健福祉計画

当別町介護保険事業計画

(概要版)

第7期（平成30年度～平成32年度）

当別町





## 目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	当別町版地域包括ケアシステムの構築に向けて	2
3	介護保険制度改正への対応	3
4	高齢者等の現況と推計	4
5	基本理念	7
6	基本目標	8
7	施策の体系	13
8	居宅サービス量の見込み	15
9	地域密着型サービス量の見込み	17
10	介護保険施設サービス量の見込み	18
11	介護保険事業に係る費用の見込みと保険料	19

# 1 計画策定の趣旨

## (1) 背景

介護保険制度が平成 12 年度に創設されてから 17 年が経過し、急速に進行する超高齢化社会の中で介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

当別町においては「当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を平成 12 年度より策定し、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき各種施策に取り組んできました。平成 29 年度は、この地域包括ケアシステムの強化・深化のための介護保険法等の改正が行われ、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組推進や地域共生社会の実現に向けた支援体制整備の推進などの指針が示されました。

第 7 期計画では、この国の指針を踏まえ、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据えた介護保険給付の見込み、及び共生型のまちづくりを目指す「当別町版地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを推進するための計画として策定します。

## (2) 法令の根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保等、当別町における高齢者の保健福祉事業の実施に関する計画です。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、当別町が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画であり、その内容が高齢者保健福祉計画に包括されるものであるため、計画期間も同一とし一体的に策定します。

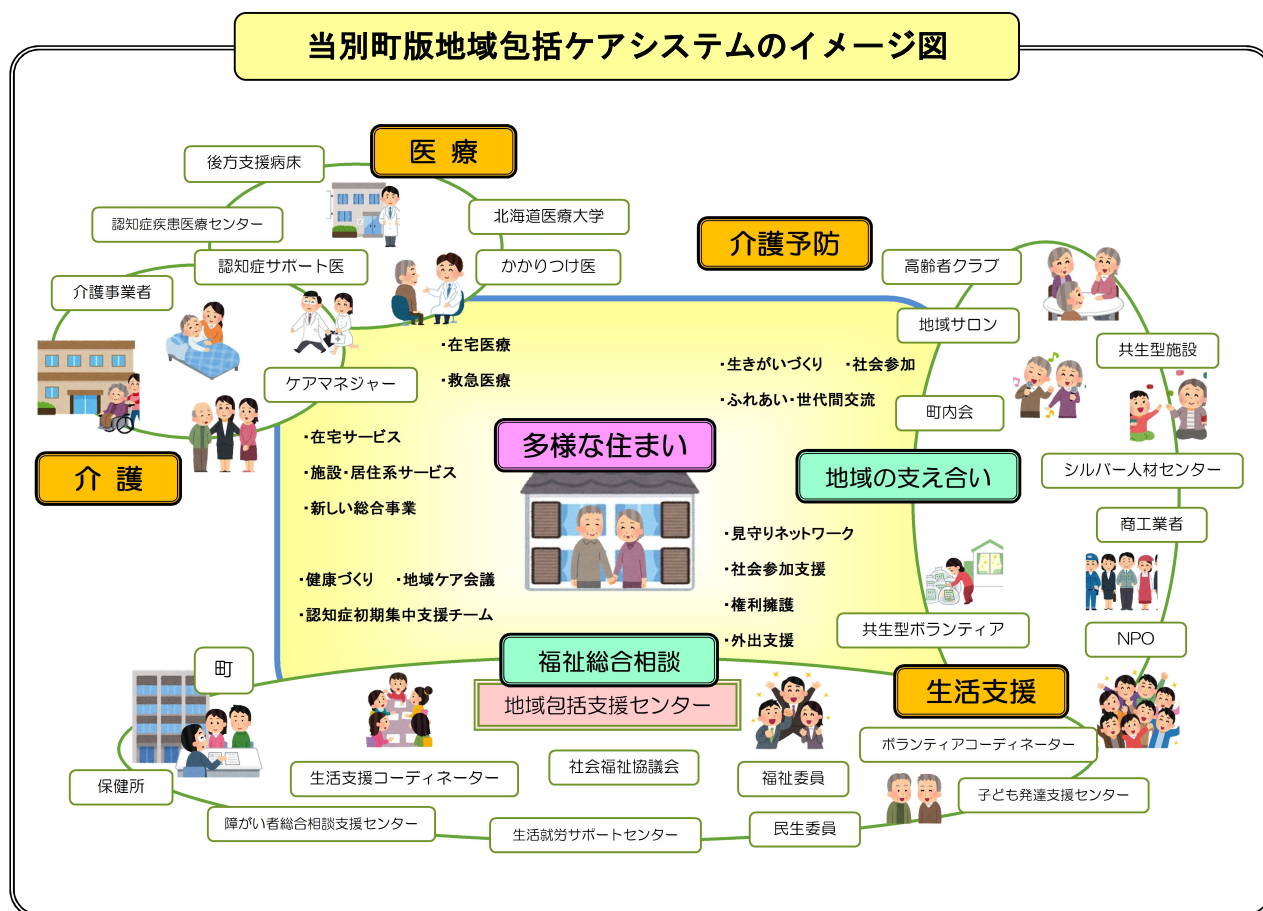
## (3) 位置づけ

本計画は、「当別町第 5 次総合計画」及び「当別町まち・ひと・しごと総合戦略」に基づく、当別町の保健福祉政策の総合的な計画である「当別町地域福祉計画」の部門別計画に位置付けられます。それら上位計画の理念を念頭に置き、同時に「とうべつ健康プラン 21」や「当別町障がい福祉基本計画」、当別町社会福祉協議会で策定している「地域福祉実践計画」などの福祉の各個別計画との調和や、また北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び「北海道地域医療構想」等との整合性を図り策定します。

## 2 当別町版地域包括ケアシステムの構築に向けて

当別町では、地域包括ケアシステムを単に高齢者だけの問題を解決する仕組みとしてではなく、「高齢・障がい・生活困窮・子育てといった、町全体の福祉に関する諸問題を包括的にとらえ解決に導く仕組みづくり」ととらえ、地域みんなで考え、取り組み、つながり合えるまちづくりを目指します。

この推進にあたっては、地域のあらゆる主体が、各計画の理念や地域づくりの「規範的統合（価値観、文化、視点の共有）」を確保・共有した上で連携し、一体性・連動性のある施策展開が肝要となります。地域包括支援センターでは、町民の「どこに相談すればよいか分からない」といった悩みや不安を広く受け止め、解決の道筋を一緒に考え適切な支援機関につなげる「福祉総合相談」を実施し、多くの住民や専門職、関係団体が一堂に会する場として機能している地域ケア会議や障がい者自立支援協議会などの協議の場を有機的に連動させ、包括的かつ一体的な施策展開が住民にとってもわかりやすい地域包括ケアシステムの構築を目指します。



### 3 介護保険制度改正への対応

本計画は、平成29年度に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による改正内容を反映した「介護保険法に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、記載すべきとされている事項を盛り込んだ上で、当別町の地域の実情に応じた具体的な施策展開を記載して構成しています。

今回の法改正のポイントは、【I】地域包括ケアシステムの深化・推進【II】介護保険制度の持続可能性の確保の2つに分けることができます。

#### 【I】地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進
- (2) 新たな介護保険施設（介護医療院）の創設等
- (3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

#### 【II】介護保険制度の持続可能性の確保

- (1) 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し
- (2) 介護納付金における総報酬割の導入

#### 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

##### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

##### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設  
※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

##### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

#### II 介護保険制度の持続可能性の確保

##### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

##### 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（II5は平成29年8月分の介護納付金から適用、II4は平成30年8月1日施行）

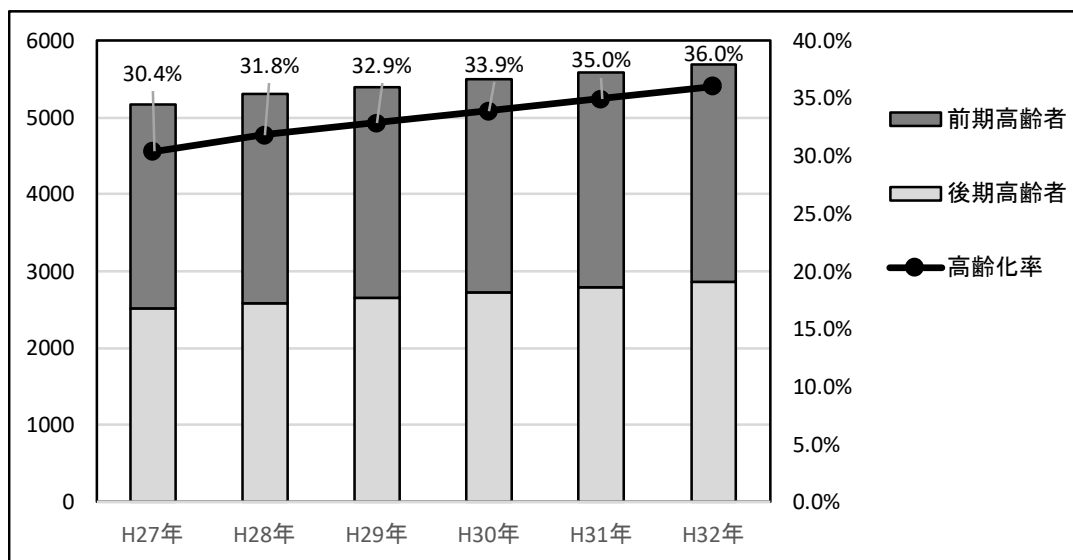
（資料：厚生労働省HP）

## 4 高齢者等の現況と推計

### (1) 高齢者の人口動向と推計

平成 29 年 10 月現在の本町の総人口は 16,434 人で、微減傾向にあります。

一方、65 歳以上の高齢者数は増加しており、特に高齢者の中でも介護を必要とすることが多くなる 75 歳以上の後期高齢者の増加が見込まれます。



資料：『見える化システム』（平成 27 年～29 年は実績値、平成 30 年～32 年は推計値）

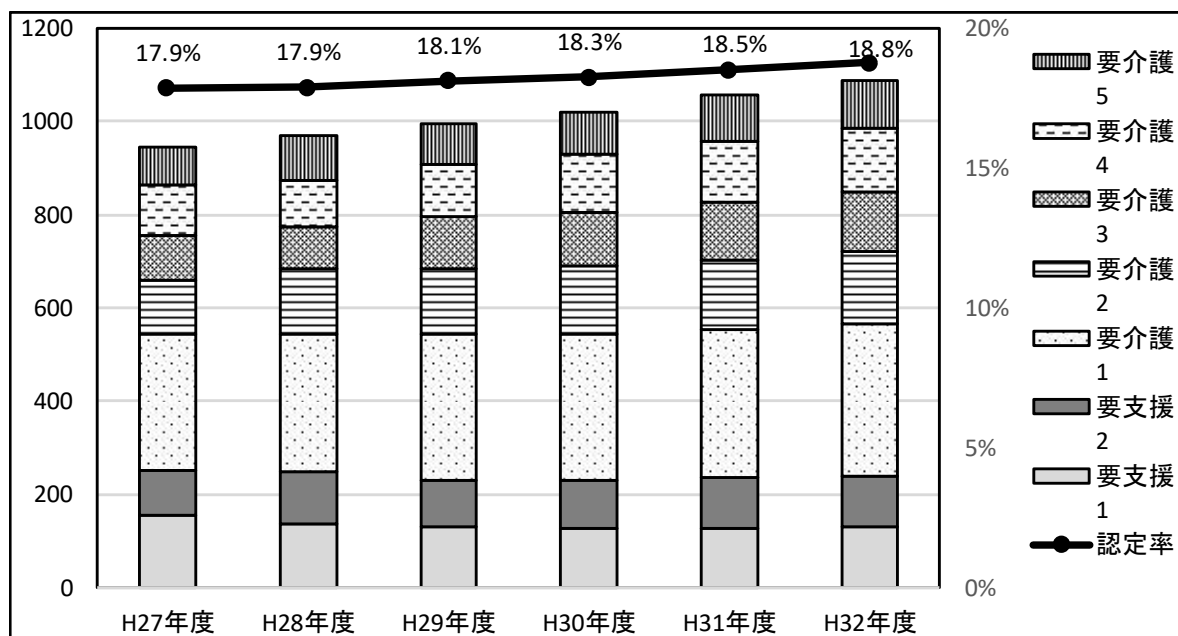
(単位：人)

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
65 歳以上人口	5,167	5,299	5,402	5,495	5,588	5,681
前期高齢者	2,649	2,716	2,751	2,773	2,795	2,817
後期高齢者	2,518	2,583	2,651	2,722	2,793	2,864
推計総人口	17,014	16,688	16,434	16,209	15,984	15,759
高齢化率	30.4%	31.8%	32.9%	33.9%	35.0%	36.0%

資料：『見える化システム』（平成 27 年～29 年は実績値、平成 30 年～32 年は推計値）

## (2) 要介護認定者等の状況

要介護認定者数は、微増で推移しています。特に要介護1～5の人が今後も少しずつ増えていく見込みです。



資料：『見える化システム』（平成27年～29年は実績値、平成30年～32年は推計値）

(単位：人)

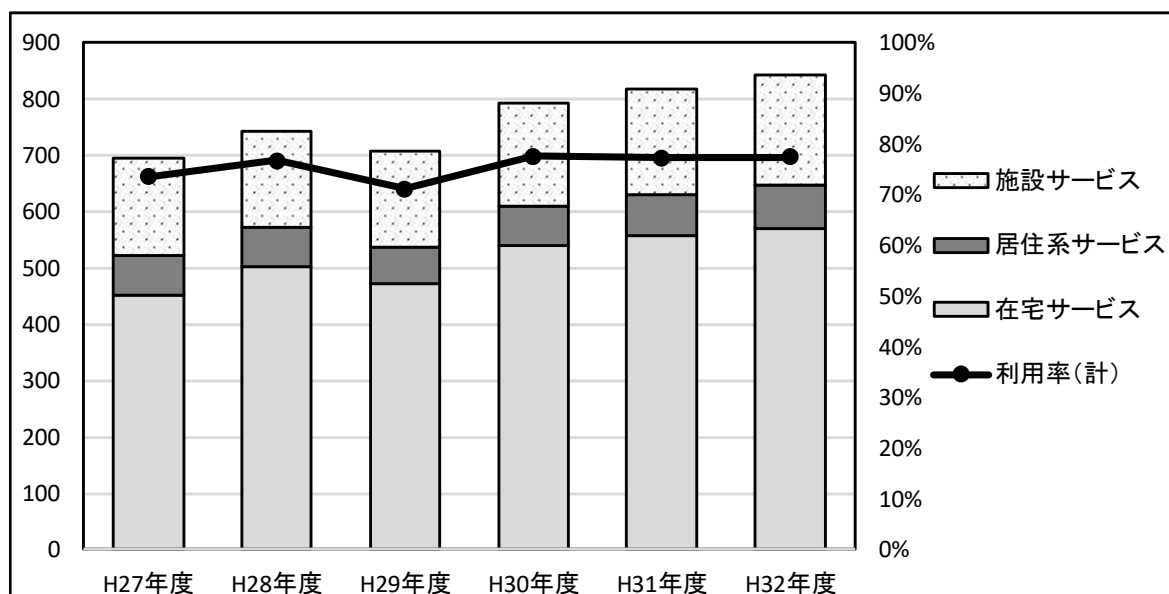
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
要支援1	156	136	131	128	129	131
要支援2	96	113	101	104	107	110
要介護1	291	294	313	313	318	324
要介護2	116	142	138	144	149	155
要介護3	98	88	112	117	124	128
要介護4	108	102	114	123	131	138
要介護5	79	94	85	92	98	103
要支援者計)	252	249	232	232	236	241
要介護者計)	692	720	762	789	820	848
認定者数(総数)	944	969	994	1021	1056	1089
認定率	17.9%	17.9%	18.1%	18.3%	18.5%	18.8%

資料：『見える化システム』（平成27年～29年は実績値、平成30年～32年は推計値）



### (3) 介護サービス受給者数の動向

平成 29 年 10 月末現在の介護サービス利用者数は、在宅サービスが 471 人、居住系が 67 人、施設サービスは 169 人、サービス利用率は 71.1%となっています。特に、在宅サービスの利用者数が多く、今後も増加していく見込みです。



資料：平成 27～29 年は介護保険事業状況報告、平成 30 年以降は『見える化システム』による数値

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
サービス利用者(計)	694	744	707	792	817	843
在宅サービス	451	503	471	540	557	570
居住系サービス	72	70	67	70	73	77
施設サービス	171	171	169	182	187	196

利用率(計)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
在宅サービス	47.8%	51.9%	47.4%	52.9%	52.7%	52.3%
居住系サービス	7.6%	7.2%	6.7%	6.9%	6.9%	7.1%
施設サービス	18.1%	17.6%	17.0%	17.8%	17.7%	18.0%

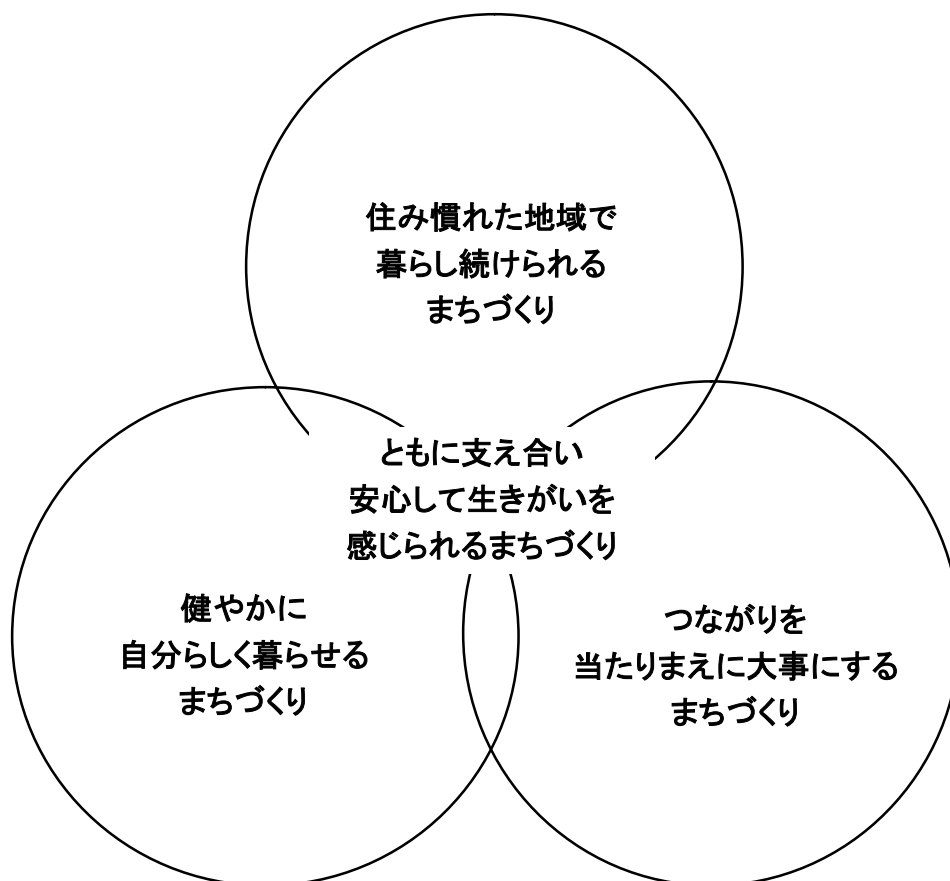
資料：平成 27～29 年は介護保険事業状況報告、平成 30 年以降は『見える化システム』による数値

## 5 基本理念

本計画では、当別町第5次総合計画や当別町地域福祉計画、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険支援計画」「北海道地域医療構想」など関連する計画との整合性を図りながら、国の基本指針や介護保険制度の改正などの動向もふまえ、第7期計画では新たに「ともに支え合い安心して生きがいを感じられるまちづくり」を基本理念として、当別町に住むすべての高齢者が安心して暮らせるよう、各種事業を展開します。

ともに支え合い安心して生きがいを感じられるまちづくり

— 当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 —



「ともに支え合い安心して生きがいを感じられるまちづくり」の理念図

## 6 基本目標

### 基本目標 1 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、必要なサービスをより利用しやすくするために相談機能を充実させ、住民に対する情報提供や周知を図ります。また必要な医療・介護サービスが継続的・一体的に受けられるよう、医療と介護の連携を推進し、認知症の人も地域で安心して暮らし続けられるよう早期発見・対応の仕組みづくり、家族・介護者の支援等ケア体制の整備に取り組みます。

#### (1) 暮らしを支える体制整備

当別町版地域包括ケアシステムの構築を目指し、様々な関係機関に日常的な困りごとに総合的・包括的に対応する地域包括支援センターの活動の促進や、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどを担う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の活動を促進し、多様な生活支援や社会参加のニーズに応えられる地域づくりを目指します。

また、看取りなど医療的な支援が必要になっても住み慣れた地域生活が継続できるよう、医療・介護の連携を進めるため、医師会や保健所、近隣市町村と十分な協議を重ね、既存の資源を活用しながら当町の実情に合った在宅医療と介護サービスの連携及び提供体制の構築に向けた検討を行います。

#### (2) 認知症の人とその家族への支援

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成することが重要です。

そのため、認知症の人を段階的に支援していく道筋を示した「認知症ケアパス」や、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ役割を担う「認知症地域支援推進員」、複数の専門職による訪問支援により包括的・集中的にサポートする「認知症初期集中支援チーム」を活用し、地域ケア会議等で十分な協議を行いながら支援体制の構築に取り組みます。

このほか、より幅広い世代の住民に認知症に関する理解を深めてもらえるよう、認知症サポーター養成講座や啓発事業を継続するとともに、徘徊する高齢者の安全を確保できるような地域ネットワークの推進として、協力機関の意識向上に向けた定期的な意見交換の場を設けたり、模擬訓練等を行うなど、地域全体での見守り体制の充実に向け取り組みます。

また、介護に不安を抱える家族への支援の充実を目指し、「介護者と共に歩む会」や「認知症カフェ」の活動を支援します。高齢の介護をする家族への支援はもちろん、働き世代の介護をする家族に対しても、介護離職の防止のための取り組みなどを防ぐための対策・取り組みについても検討していきます。

### (3) 地域の見守りや権利を守る取り組み

普段から、隣同士やご近所同士の声掛けや見守りをはじめ、地域に住む人同士がお互い支え合えるよう、町内会を中心とした地域での見守り体制づくりを支援します。また、社会福祉協議会が実施している、とうべつ見守り安心センター事業などの取り組みと連携しながら、社会から孤立する高齢者の見守りや安否確認のシステムを確立していきます。

また、いち早く「もしものとき」に支援ができるよう、民生委員や社会福祉協議会の活動などの普及に努めます。また、高齢者虐待への迅速な対応や成年後見制度の利用促進、後見実施機関の設置等により権利擁護のための取り組みも積極的に推進します。

#### <成果指標>

- 「将来も今住んでいる地域に住み続けたい」と考える人(65歳以上)の割合の増加

現状値	H32年度目標値
77%	80%以上

※ 現状値:高齢者の「もしものとき」に関する調査(H28年度)

- 「認知症などの病気のことを心配」と考える人(65歳以上)の割合の減少

現状値	H32年度目標値
57%	55%以下

※ 現状値:高齢者の「もしものとき」に関する調査(H28年度)

## 基本目標 2 健やかに自分らしく暮らせるまちづくり

すべての住民が健康でいきいきと暮らしていくことができるよう、生活習慣病や加齢・疾病による機能低下をできるだけ防ぎ、早期発見や状態改善、重度化の予防を図る認知症予防・介護予防施策を推進し、できる限り要介護状態にならないための健康づくりや介護予防事業の取り組みを推進します。また、北海道医療大学との連携を強め、シャッキリ体操など介護予防に資する活動の普及を進め、地域の高齢者の自発的な取り組みを支援します。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、専門職の介護人材を身体介護を中心とした中重度のケアに重点化していくことが必要となります。まずは自助・互助という日常の生活を前提にしながら、自らの努力や地域の支え合いだけでは困難な部分を介護保険等の公的サービスで補うという考えのもと、「支えられる側」の年齢になっても、まだまだ生きがいや役割を持って生活を送りたい高齢者などが「支える側」に加わっていくという仕組みをつくり、幅広い生活支援の担い手の活動を支援します。

### (1) 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が自ら健康に関する情報を収集・活用できるよう、健康講座などを北海道医療大学や社会福祉協議会、NPO法人、町の職員などが連携して実施し、誰にでもわかりやすい健康・福祉教育の推進と、介護予防のための筋力維持、向上に向けた運動の機会の提供を進めます。また、新たに創設された「当別町共生型ボランティア」により、ちょっとした日常の困りごとの解消や見守りによる生活支援を提供すると同時に、地域住民の幅広い活躍の場を提供し、高齢者自らが担い手側として活躍することで結果的に介護予防へつながり、いきいきと生活することができる地域づくりを展開します。

### (2) 社会参加と生きがいのづくりの支援

自らの豊富な経験と知識を生かして積極的に社会参加をすることで、地域の中で生きがいを感じながら充実した生活を送ることができるよう、地域活動に関する情報提供や、生涯学習など多様な活動の整備を図ります。

また、買い物や通院時等の移動支援については、高齢者の閉じこもり防止や社会参加に不可欠なサービスであり、支援に対するニーズも多いことから、多様なサービスについて、関係事業者等と協議を行い、効果的な支援のあり方を検討します。

<成果指標>

- 「週に2日以上運動している」人（65歳以上）の割合の増加

現状値	H32年度目標値
48%	50%以上

※ 現状値:高齢者の「もしものとき」に関する調査(H28年度)

- 要介護認定率の増加割合の抑制

現状値	H32年度目標値
18.1%	18.6%以下

※ 現状値: H29年10月実績値

### 基本目標3 つながり・支え合いを当たり前にするまちづくり

住民同士が当たり前のように日常的につながり、支え合うまちを目指し、住民の集いの場や交流する場づくりを進めます。

また災害時・緊急時など「もしものとき」に備え、緊急通報サービスの周知・普及や地域福祉支援台帳の活用、災害時の具体的な役割や動き方について、関係機関と連携しながら検討し、迅速かつ効率的な支援が提供できるよう努めます。

#### (1) つながり合い、支え合う地域づくり

災害時や緊急時など「もしものとき」だけではなく、日常的な住民同士のつながり合いや支え合いは、いきいきと地域で暮らし続けていくためには不可欠です。

ボランティアを通じ高齢になっても地域の中で役割を持って暮らすことは、生きがいや社会参加、世代間交流といった介護予防につながる効果も期待できることから、町民のボランティア活動を積極的に支援します。

また、高齢者クラブ活動や地域サロン等、高齢者が主体的に運営に参画する自発的な通いの場や、多世代の人が交流できる集いの場づくりを支援します。

#### (2) もしものときの支援体制整備

緊急時や災害時に援護を必要とする方々の情報を掲載した「地域福祉支援台帳」を活用・周知し、日常の見守りや災害時の支援に活用する体制を整備するとともに、社会福祉協議会や町内会などと情報を共有し、「もしものとき」の支援に備えていきます。特に関係機関・関係者が実際に誰に対し、どのような支援を行うのか、関係機関・関係者の役割について具体的に検討し、避難行動支援や訓練を行っていきます。

#### <成果指標>

- 「この地域の人々は信頼できる」と考える人（65歳以上）の割合の増加

現状値	H32年度目標値
74.5%	77%以上

※ 現状値：高齢者の「もしものとき」に関する調査(H28年度)

- 「ボランティア活動」に参加する人（65歳以上）の割合の増加

現状値	H32年度目標値
11%	13%以上

※ 現状値：高齢者の「もしものとき」に関する調査(H28年度)

## 7 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	
<p>ともに支え合い安心して生きがいを感じられるまちづくり</p>	<p>住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり</p>	暮らしを支える体制整備	(1) 当別町版地域包括ケアシステムの構築推進
			(2) 住まいと生活環境の整備
			(3) 在宅医療と介護の連携推進
			(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
			(5) 適切な情報提供の推進
		認知症の人とその家族への支援	(1) 認知症高齢者の早期発見・早期対応
	(2) 認知症の人が暮らしやすい地域づくり		
	(3) 認知症初期集中支援チームによる支援		
	(4) 介護をする家族への支援		
	地域の見守りや権利を守る取り組み	(1) 社会福祉協議会の役割の推進	
(2) 地域の力による重層的な見守り			
(3) 高齢者の権利を守る取り組み			
<p>健康やかに自分らしく暮らせるまちづくり</p>	健康づくりと介護予防の推進	(1) 健康づくりの推進	
		(2) 介護予防活動の支援	
社会参加と生きがいづくりの支援	(1) 外出の手段と機会の確保		
	(2) 生きがいづくりの支援		
<p>つながりを当たりまえに大事にするまちづくり</p>	つながり合い、支え合う地域づくり	(1) ボランティア活動の推進	
		(2) 集い・つながる場の創出	
もしものときの支援体制整備	(1) 災害時・緊急時のサポート体制づくり		



## 主な取り組み

総合相談、権利擁護、虐待防止ネットワーク会議の開催、包括的・継続的ケアマネジメント  
介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議の推進、生活支援の体制整備

高齢者の住まい方の支援、養護老人ホーム、ユニバーサルデザイン化の推進

在宅医療と介護の連携推進、多職種連携

訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス・通所型サービスAの実施

住民目線の幅広い情報提供、地域資源の情報整理と発掘、関係機関との情報共有  
課題解決に向けた協議

認知症ケアパスの配布、認知症支援体制の構築

認知症地域支援推進員の配置、認知症サポーター養成講座、あったかサポーター活動支援  
SOSネットワーク事業

認知症初期集中支援チームの設置

認知症カフェ、介護離職防止に向けた取り組み、認知症理解の推進、家族支援

愛の訪問サービス事業、とうべつ見守り安心センターの設置、ふれあい・いきいきサロンへの支援  
心配ごと相談、日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及推進

民生委員・児童委員活動の推進、配食サービス事業

高齢者虐待の防止、成年後見制度利用促進事業、市民後見人養成と後見実施機関の設置

健康づくり活動の推進、健康教育・健康相談機会の提供、がん検診・健康診査の推進  
感染症予防の推進

一般介護予防事業の推進(介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業)

除雪サービスの実施、外出支援サービスの実施、地域公共交通等の充実と交通弱者への支援

シルバー人材センター活動の充実、健康福祉出前講座の実施、生涯学習の支援

ふれあいスポーツ大会の開催、高齢者福祉センター

当別町ボランティアセンターによる総合的ボランティアコーディネートの実施

ボランティア活動支援

高齢者クラブ活動の充実、地域サロン等の集いの場への支援、共生型拠点での世代間交流

緊急通報サービスの設置、災害時要援護者への支援、地域福祉支援台帳の普及

## 8 居宅サービス量の見込み

### (1) 介護給付サービス(要介護1～5)

介護給付サービスの計画期間内及び平成37年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。(以下、平成29年度はすべて実績見込み)

(月間平均件数×12ヶ月)

区 分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
訪問介護	回数	18,622	20,990	21,979	23,275	24,454	25,212	29,909
	人数	1,006	1,097	1,103	1,164	1,212	1,248	1,452
訪問入浴介護	回数	93	171	188	199	233	233	266
	人数	26	50	55	60	72	72	84
訪問看護	回数	5,798	6,894	7,906	8,042	8,304	8,650	9,684
	人数	1,008	1,076	1,116	1,236	1,272	1,320	1,476
訪問リハビリテーション	回数	2,879	3,148	3,770	3,954	4,226	4,379	4,036
	人数	240	280	317	336	360	372	348
居宅療養管理指導	人数	473	512	561	624	648	672	756
通所介護	回数	23,185	19,316	18,440	20,932	21,845	22,946	25,843
	人数	2,315	1,969	1,996	2,124	2,208	2,316	2,604
通所リハビリテーション	回数	3,700	4,068	5,696	5,801	5,906	5,992	6,923
	人数	464	503	707	720	732	744	864
短期入所 生活介護	日数	2,878	2,390	2,551	2,905	3,056	3,506	4,516
	人数	256	200	252	264	288	324	408
短期入所 療養介護	日数	1,134	602	680	946	1,015	1,015	1,136
	人数	172	112	126	156	168	168	192
特定施設入居者 生活介護	人数	430	446	457	456	480	528	660
福祉用具貸与	人数	1,874	2,118	2,470	2,664	2,784	2,868	3,384
特定福祉用具購入	人数	41	31	46	60	72	72	96
住宅改修費	人数	54	54	74	108	120	120	180
居宅介護支援	人数	3,791	4,198	4,552	4,824	5,028	5,172	4,824

※ 月1人利用した場合の人数を1人とし、年間での人数を記載しています。

## (2) 介護予防給付サービス(要支援 1・2)

介護予防給付サービスの計画期間内及び平成37年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。

(月間平均件数×12ヶ月)

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H37 年度
介護予防訪問介護	人数	560	500	345	0	0	0	0
介護予防	回数	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防	回数	1,500	1,503	1,340	1,460	1,520	1,522	1,704
訪問看護	人数	282	300	268	288	300	300	336
介護予防	回数	1,413	1,465	1,390	1,410	1,410	1,410	1,544
訪問リハビリテーション	人数	129	142	135	132	132	132	144
介護予防居宅療養 管理指導	人数	9	19	35	36	36	48	48
介護予防通所介護	人数	903	823	523	0	0	0	0
介護予防 通所リハビリテーション	人数	95	88	92	84	84	84	108
介護予防	日数	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防	日数	0	9	0	0	0	0	0
短期入所療養介護	人数	0	3	0	0	0	0	0
介護予防特定施設 入居者生活介護	人数	136	72	59	60	72	72	96
介護予防 福祉用具貸与	人数	690	744	740	732	744	756	804
特定介護予防 福祉用具購入	人数	24	18	39	48	48	48	60
介護予防住宅改修	人数	32	45	39	48	48	48	72
介護予防支援	人数	1,773	1,790	1,670	1,656	1,656	1,668	1,740

※ 月1人利用した場合の人数を1人とし、年間での人数を記載しています。

※ 「介護予防訪問介護」および「介護予防通所介護」の平成30年度以降については、介護予防・日常生活支援総合事業に移行するため介護予防給付サービスの値は「0」となります。

## 9 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービスは認知症高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、原則として日常生活圏域内でサービス利用及び提供が完結するサービスを、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行うものです。

また、サービス付き高齢者向け住宅に入居する住所地特例者が、その地域の地域密着型サービスを利用しやすくなったことで、当別町では提供されていないサービスの利用実績が増加傾向にあります。

### (1) 介護給付サービス(要介護 1～5)

(月間平均件数×12ヶ月)

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H37 年度
小規模多機能型居宅介護	人数	1	33	118	228	240	264	276
認知症対応型共同生活介護	人数	305	326	290	312	312	312	396
地域密着型通所介護	回数		6,951	7,438	8,400	8,796	8,923	10,259
	人数		787	809	888	924	936	1,056
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	5	24	34	36	36	36	48
認知症対応型通所介護	回数	0	0	28	48	48	48	48
	人数	0	0	7	12	12	12	12
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	1	12	12	12	12	12

### (2) 介護予防給付サービス(要支援 1・2)

(月間平均件数×12ヶ月)

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H37 年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	6	12	12	12	12
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	10	12	12	12	12

※ 月 1 人利用した場合の人数を 1 人とし、年間での人数を記載しています。

※ 当別町内で提供されている地域密着型サービスは、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型通所介護」の 3 つとなっています。

### (3) 必要利用定員総数

区 分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
認知症対応型 共同生活介護	人数	27	27	27	27	27	27	36

## 10 介護保険施設サービス量の見込み

各介護保険施設の計画期間内及び平成37年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。

(月間平均件数×12ヶ月)

区 分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
介護老人福祉施設	人数	1,134	1,187	1,213	1,248	1,272	1,320	1,512
介護老人保健施設	人数	825	791	748	852	900	960	1,140
介護医療院	人数				60	60	72	108
介護療養型医療施設	人数	86	77	54	24	12	0	0

※ 月1人利用した場合の人数を1人とし、年間での人数を記載しています。

※ 平成30年度から新たに「介護医療院」が創設されることに伴い、「介護療養型医療施設」は平成35年度末で廃止される予定です。

※ 当別町内には「介護療養型医療施設」はありませんが、上表では、町外の施設を住所地特例により利用されている方の実績及び「介護療養型医療施設」から転換した「介護医療院」を住所地特例により利用される方の見込み量を計上しています。

## 1.1 介護保険事業に係る費用の見込みと保険料

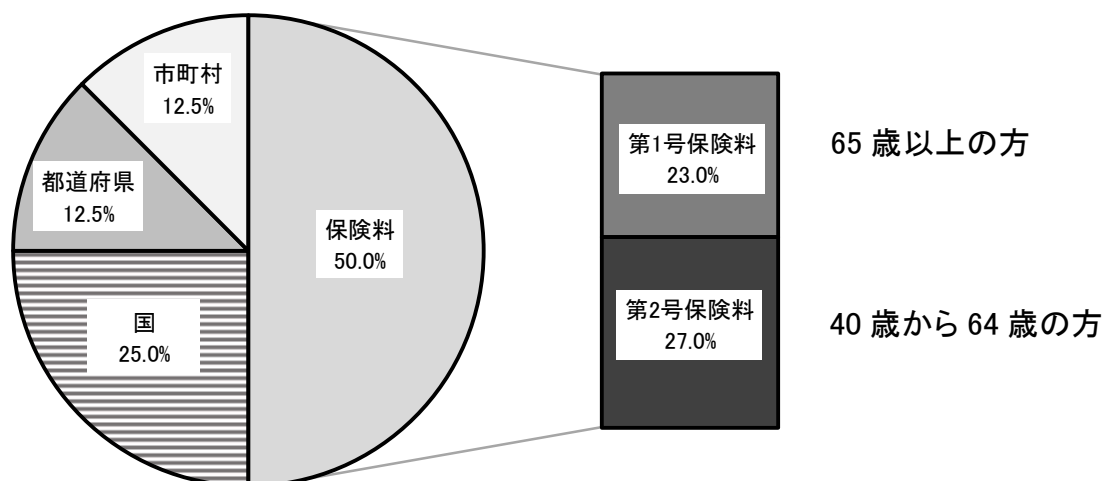
### (1) 保険給付費の財源構成

保険給付費の財源は、基本的に国及び都道府県並びに市町村の公費負担が50%、残りの50%が65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳の第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。

第1号被保険者が負担する保険料と第2号被保険者が負担する保険料の割合は、全国平均で見た一人当たりの保険料額が第1号被保険者と第2号被保険者の間で同一水準となるよう、全国ベースの人数比率で決める仕組みとなっています。

なお、第7期計画期間において、第1号被保険者の負担割合が22%から23%へ、第2号被保険者の負担割合が28%から27%へと見直されました。

#### <保険給付費の財源構成>

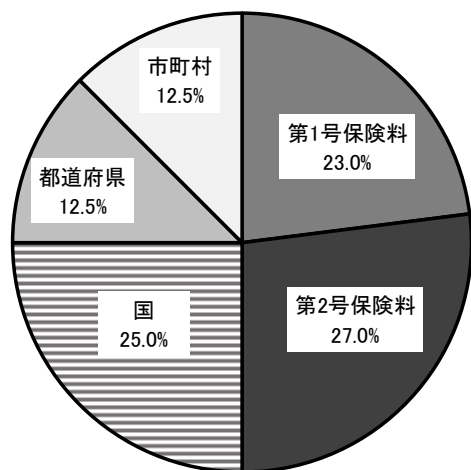


### (2) 地域支援事業費の財源構成

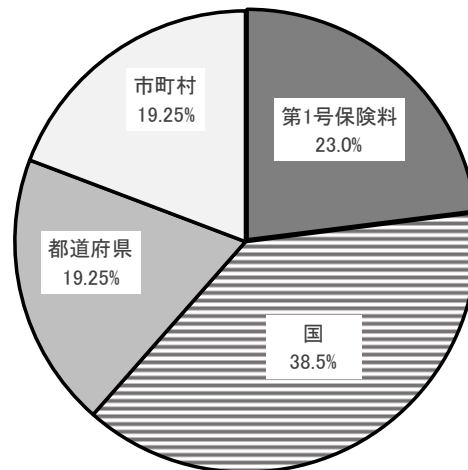
地域支援事業費は、平成29年度より始まった介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスや通所型サービス、一般介護予防事業等に係る費用の合計である「介護予防・日常生活支援総合事業費」と、地域包括支援センターの運営等に係る包括的支援事業費や、配食サービス等の任意事業に係る「包括的支援事業費及び任意事業費」で構成され、事業によって構成割合が異なります。包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、23%を第1号被保険者が負担し、残りの77%を公費で負担するよう定められています。

<地域支援事業費の財源構成>

介護予防・日常生活支援総合事業費の  
財源構成



包括的支援事業費及び任意事業費の  
財源構成



(3) 介護保険サービス費用の見込み

第7期計画期間内における介護保険サービス費用の見込み額は、次のとおりです。

① 介護給付費の見込み(年額)

(単位：千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
<b>居宅サービス</b>							
訪問介護	60,268	68,362	70,303	75,928	79,840	82,324	97,871
訪問入浴介護	1,117	2,047	1,639	2,397	2,802	2,802	3,206
訪問看護	37,804	42,784	47,687	50,956	52,677	54,959	61,453
訪問リハビリテーション	8,110	8,922	10,612	11,293	12,072	12,505	11,551
居宅療養管理指導	3,890	4,964	5,051	6,033	6,264	6,535	7,379
通所介護	174,336	146,521	140,509	158,982	166,896	176,408	200,863
通所リハビリテーション	34,456	38,018	53,308	54,402	55,572	56,600	67,018
短期入所生活介護	22,933	18,522	19,647	22,569	23,630	27,372	35,580
短期入所療養介護	11,728	5,341	7,017	8,956	9,562	9,562	10,895
特定施設入居者生活介護	77,865	80,111	84,801	82,303	86,303	94,892	119,346
福祉用具貸与	20,717	23,055	26,705	29,379	31,033	32,030	39,085
特定福祉用具購入	1,280	1,136	1,619	1,944	2,331	2,331	3,109
住宅改修	4,418	3,796	6,258	6,992	9,152	9,152	12,927

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H37 年度
<b>地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,298	5,317	7,133	7,884	7,888	7,888	10,299
認知症対応型共同生活介護	74,940	80,244	72,455	78,390	78,650	78,991	99,544
認知症対応型通所介護	0	0	371	514	514	514	514
小規模多機能型居宅介護	161	5,008	24,230	40,824	42,816	47,657	50,765
看護小規模多機能型居宅介護	0	1,580	3,699	3,773	3,775	3,775	3,775
地域密着型通所介護		44,755	53,579	60,161	63,429	64,372	75,196
<b>施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	266,364	278,450	288,471	298,353	303,840	315,876	360,187
介護老人保健施設	218,008	200,665	194,371	219,067	231,327	246,982	294,050
介護医療院 ※				21,944	22,919	27,086	39,850
介護療養型医療施設	30,930	28,540	19,296	9,111	4,428	0	
<b>居宅介護支援</b>							
居宅介護支援	47,977	52,682	58,933	61,832	64,618	66,402	62,202
<b>介護給付費合計</b>	<b>1,098,602</b>	<b>1,140,817</b>	<b>1,197,696</b>	<b>1,313,987</b>	<b>1,362,338</b>	<b>1,427,015</b>	<b>1,666,665</b>

※ 平成 30 年度から新たに「介護医療院」が創設されることに伴い、「介護療養型医療施設」は平成 35 年度末で廃止される予定です。

※ 当別町内には「介護療養型医療施設」はありませんが、上表では、町外の施設を住所地特例により利用されている方の実績及び「介護療養型医療施設」から転換した「介護医療院」を住所地特例により利用される方のサービス費用の見込み額を計上しています。



② 介護予防給付費の見込み(年額)

(単位：千円)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H37 年度
<b>介護予防サービス</b>							
介護予防訪問介護	10,189	9,562	6,216				
介護予防 訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9,642	9,445	8,806	9,137	9,466	9,544	10,677
介護予防 訪問リハビリテーション	3,917	4,051	3,062	3,918	3,920	3,920	4,293
介護予防 居宅療養管理指導	76	89	118	169	169	224	224
介護予防通所介護	23,041	21,039	13,770				
介護予防 通所リハビリテーション	3,289	2,951	3,276	2,787	2,788	2,788	3,712
介護予防 短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護	0	83	0	0	0	0	0
介護予防特定施設 入居者生活介護	8,496	4,983	4,661	5,447	6,539	6,539	8,718
介護予防 福祉用具貸与	3,402	3,680	3,159	3,479	3,550	3,590	3,845
特定介護予防 福祉用具購入	643	485	1,294	1,306	1,306	1,306	1,608
介護予防住宅改修	2,378	2,980	3,394	3,276	3,276	3,276	4,745
<b>地域密着型サービス</b>							
介護予防小規模 多機能型居宅介護	0	0	218	937	937	937	937
介護予防認知症 対応型共同生活介護	0	0	2,516	2,616	2,617	2,617	2,617
<b>介護予防支援</b>							
介護予防支援	7,881	7,890	6,075	7,334	7,338	7,391	7,710
<b>介護予防給付費 合計</b>	<b>72,955</b>	<b>67,239</b>	<b>56,565</b>	<b>40,406</b>	<b>41,906</b>	<b>42,132</b>	<b>49,086</b>

### ③ 総給付費の見込み(年額)

(単位：千円)

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H37 年度
介護給付費 (再掲)	1,098,602	1,140,817	1,197,696	1,313,987	1,362,338	1,427,015	1,666,665
介護予防給付費 (再掲)	72,955	67,239	56,565	40,406	41,906	42,132	49,086
総給付費	1,171,557	1,208,056	1,254,261	1,354,393	1,404,244	1,469,147	1,715,751

### (4) 標準給付費の見込み

標準給付費は、介護サービスを利用した場合の自己負担分(利用料)等を除いた給付費で介護保険料の算定の基礎となるものであり、第7期計画期間の保険料は平成30年度から平成32年度までの3年間の標準給付費見込額から算出します。

(単位：千円)

区 分	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H37 年度
総給付費	1,354,393	1,404,244	1,469,147	1,715,751
一定以上所得者の利用者負担の 見直しに伴う財政影響額	△624	△983	△1,032	△1,197
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	16,850	35,260	40,864
特定入所者介護サービス費	65,843	67,843	69,843	67,978
高額サービス費	30,558	31,558	32,558	30,558
高額医療合算介護サービス費	4,995	5,095	5,115	5,115
審査支払手数料	1,512	1,544	1,575	1,512
標準給付費(合計)	1,456,677	1,526,151	1,612,466	1,860,581

### (5) 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区 分	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H37 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	54,053	59,171	61,171	61,822
包括的支援事業費・任意事業費	38,861	40,884	41,384	37,730
地域支援事業費(合計)	92,914	100,055	102,555	99,552

## (6) 第1号被保険者保険料の設定

平成30年度から平成32年度までの標準給付費見込額等を基に積算した本計画期間における第1号被保険者保険料は、高齢化等による介護給付費の増加や介護報酬改定、第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合見直し等に伴い、基準月額を5,600円（年額67,200円）と設定します。

第6期計画期間における基準額の5,030円に比べ保険料が上昇するなかでも、より負担能力に応じた段階設定とするため、第6期計画期間において設定した9段階から、10段階に細分化するとともに、第1段階以下の保険料については公費による負担軽減を行い算出しています。（負担軽減に要する費用については、国50%・北海道25%・町25%で負担）

また、前項までに示した標準給付費及び地域支援事業費の見込みから算出される、平成37年度の第1号被保険者保険料の基準月額は、7,209円まで上昇する見込みです。

### 第7期計画期間(平成30年度～平成32年度)の第1号被保険者保険料

区 分		年額 保険料	負担割合	負担軽減 前の割合
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方	30,240円	基準額 ×0.45	基準額 ×0.5
	世帯全員が町民税非課税で合計所得額＋課税年金収入額が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	47,040円	基準額 ×0.70	
第3段階	世帯全員が町民税非課税で第2段階以外の方	50,400円	基準額 ×0.75	
第4段階	世帯内に町民税課税者がいるが本人は町民税非課税で合計所得額＋課税年金収入額が80万円以下の方	60,480円	基準額 ×0.9	
第5段階	世帯内に町民税課税者がいるが本人は町民税非課税で上記以外の方	67,200円	基準額 (5,600円)	
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	80,640円	基準額 ×1.2	
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	87,360円	基準額 ×1.3	
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	100,800円	基準額 ×1.5	
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	114,240円	基準額 ×1.7	
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方	120,960円	基準額 ×1.8	